

令和5年第12回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

書面審議期間	令和5年10月13日（金）
可決日	令和5年10月13日（金）
開催方法	急施を要するため、書面審議により教育委員会の決議に代える。
書面決議者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子

【会議に提出された議案】

- 議案第45号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（湯沢市複合公共施設条例の一部改正について）
- 議案第46号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢駅周辺複合施設整工事））
- 議案第47号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（指定管理者の指定について（湯沢駅周辺複合施設））

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として、議席番号1番築瀬均委員及び4番後藤美喜子委員を指名した。

【議 事】

- 議案第45号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
 - ・湯沢市複合公共施設条例の一部改正について
- 議案第46号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
 - ・工事請負契約の締結について（湯沢駅周辺複合施設整工事）
- 議案第47号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
 - ・指定管理者の指定について（湯沢駅周辺複合施設）

10月13日（金）に事務局から各委員へ委員会資料及び書面決議書を送付した。
 質疑等はなく、10月13日（金）までに全員から書面決議書を受領した。

令和5年第12回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第45号	令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（湯沢市複合公共施設条例の一部改正について）	全数の同意をもって可決
議案第46号	令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢駅周辺複合施設整工事））	全数の同意をもって可決
議案第47号	令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について（指定管理者の指定について（湯沢駅周辺複合施設））	全数の同意をもって可決

令和5年第12回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和5年 第12回 湯 沢 市 教 育 委 員 会 (書面審議)

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

1 番 築瀬 均 委員

4 番 後藤 美喜子 委員

3. 議 事

議案第45号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
(湯沢市複合公共施設条例の一部改正について)

議案第46号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
(工事請負契約の締結について (湯沢駅周辺複合施設整備工事))

議案第47号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
(指定管理者の指定について (湯沢駅周辺複合施設))

4. 閉 会

令和5年 第12回 湯沢市教育委員会（書面審議） 提出案件

- 議案第45号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
（湯沢市複合公共施設条例の一部改正について）
- 議案第46号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
（工事請負契約の締結について（湯沢駅周辺複合施設整備工事））
- 議案第47号 令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について
（指定管理者の指定について（湯沢駅周辺複合施設））

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第45号

令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に係る意見の申出について

湯沢市複合公共施設条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年10月13日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武石 睦

提案理由

湯沢市複合公共施設について、各構成施設（駐車場を除く。）の使用時間及び休館日、並びに駐車場の供用時間及び年中無休としたため、指定管理者が行う「管理の基準」（地方自治法第244条の2第4項）として条例に規定するための一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

湯沢市複合公共施設条例の一部改正について

1 改正理由

湯沢市複合公共施設について、各構成施設（駐車場を除く。）の使用時間及び休館日、並びに駐車場の供用時間及び年中無休としたため、指定管理者が行う「管理の基準」（地方自治法第244条の2第4項）として条例に規定するものです。

2 改正内容

(1) 各構成施設（駐車場を除く。）の使用時間及び休館日について、次のとおり第6条第1項に規定するものです。

施設・部屋等	使用時間	休館日
湯沢生涯学習センター	午前9時から	12月29日から翌年1月3日 までの日
湯沢公民館	午後9時30分まで	
湯沢図書館	午前9時から 午後7時30分まで	○12月29日から翌年1月3日 までの日 ○特別図書整理期間 (年5日程度) ○図書整理日 (毎月最初の平日)
子育て支援総合センター		
ハイハイコーナー キッズコーナー ゆったりスペース 相談室	午前9時から 午後5時30分まで	12月29日から翌年1月3日 までの日
一時預かりルーム	午前9時から 午後5時まで	
歴史展示室	午前9時から 午後5時まで	
市民活動センター	午前9時から 午後9時まで	

(2) 駐車場の供用時間（午前0時から午後12時まで）及び年中無休であることについて、第31条第1項に規定するものです。

- (3) その他所要の規定の整理を行うものです。
 ※改正内容の詳細については、別紙のとおりです。

3 施行期日
 公布の日から施行します。

【参考】

改正案は、市が事業者に対して要求する業務の範囲、実施条件及び水準などを示す「要求水準書」記載の各施設の使用時間等の内容をそのまま適用するものです。

施設名	現在の内容	改正案
湯沢生涯学習センター 湯沢公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用時間</u> 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで ・ <u>休館日</u> 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用時間</u> 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで ・ <u>休館日</u> 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
湯沢図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用時間</u> 月曜日から金曜日まで 午前 9 時 30 分から午後 6 時 30 分まで 土曜日及び日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで ・ <u>休館日</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） ② 毎月第 3 日曜日 ③ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで ④ 特別図書整理期間（年 1 回 10 日以内） ⑤ 図書整理日（月 1 回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用時間</u> 午前 9 時から午後 7 時 30 分まで ・ <u>休館日</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 ② 特別図書整理期間（年 5 日程度） ③ 図書整理日（毎月最初の平日）

湯沢市複合公共施設条例の一部を改正する条例

令和5年 月 日

条例第 号

湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「複合施設」の次に「（駐車場を除く。次条第1項、第8条及び第9条において同じ。）」を加え、「規則で定める」を「次のとおりとする」に改め、同条に次の表を加える。

施設	部屋等	使用時間	休館日
湯沢生涯学習センター		午前9時から午後	12月29日から翌年
湯沢公民館		9時30分まで	1月3日までの日
湯沢図書館		午前9時から午後 7時30分まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 特別図書整理期間（年5日程度） (3) 図書整理日（毎月最初の平日。ただし、その日が前2号に掲げる日又は土曜日に当たるときは、その直後の平日とする。）
子育て支援総合センター	ハイハイコーナー、キッズコーナー、ゆったりスペース、相談室	午前9時から午後 5時30分まで	12月29日から翌年 1月3日までの日
	一時預かりルーム	午前9時から午後	

		5時まで
歴史展示室		午前9時から午後 5時まで
市民活動センター		午前9時から午後 9時まで

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間若しくは休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

第7条第2項中「第4条第6号に掲げる施設」を「市民活動センター」に改める。

第15条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定により複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第31条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の供用時間を変更し、又は休業日を定めることができる。

第31条を次のように改める。

(供用時間等及び使用可能自動車の種類)

第31条 駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、年中無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休業日を定めることができる。
- 3 駐車場に駐車させることができる自動車の種類は、規則で定める。

別表中「別表(第10条関係)」を「別表(第10条、第18条関係)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯沢市複合公共施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																		
<p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第6条 複合施設_____</p> <p>_____の使用時間及び休館日は、規則 で定める_____。</p>	<p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第6条 複合施設(駐車場を除く。次条 第1項、第8条及び第9条において同 じ。)の使用時間及び休館日は、次の とおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設</th> <th style="width: 15%;">部屋等</th> <th style="width: 20%;">使用時間</th> <th style="width: 50%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">湯沢生涯学習セン ター</td> <td rowspan="2"></td> <td>午前9時</td> <td>12月29日</td> </tr> <tr> <td>から午後</td> <td>から翌年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯沢公民館</td> <td rowspan="2"></td> <td>9時30分</td> <td>1月3日</td> </tr> <tr> <td>まで</td> <td>までの日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">湯沢図書館</td> <td rowspan="4"></td> <td>午前9時</td> <td>(1) 1</td> </tr> <tr> <td>から午後</td> <td>2月29</td> </tr> <tr> <td>7時30分</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td>まで</td> <td>翌年1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月3日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>までの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別図</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>書整理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>期 間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(年5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日 程</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>図書整</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>理 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎月</td> </tr> </tbody> </table>	施設	部屋等	使用時間	休館日	湯沢生涯学習セン ター		午前9時	12月29日	から午後	から翌年	湯沢公民館		9時30分	1月3日	まで	までの日	湯沢図書館		午前9時	(1) 1	から午後	2月29	7時30分	日から	まで	翌年1				月3日				までの				日				(2)				特別図				書整理				期 間				(年5				日 程				度)				(3)				図書整				理 日				(毎月
施設	部屋等	使用時間	休館日																																																																																
湯沢生涯学習セン ター		午前9時	12月29日																																																																																
		から午後	から翌年																																																																																
湯沢公民館		9時30分	1月3日																																																																																
		まで	までの日																																																																																
湯沢図書館		午前9時	(1) 1																																																																																
		から午後	2月29																																																																																
		7時30分	日から																																																																																
		まで	翌年1																																																																																
			月3日																																																																																
			までの																																																																																
			日																																																																																
			(2)																																																																																
			特別図																																																																																
			書整理																																																																																
			期 間																																																																																
			(年5																																																																																
			日 程																																																																																
			度)																																																																																
			(3)																																																																																
			図書整																																																																																
			理 日																																																																																
			(毎月																																																																																

			最初の平日。ただし、その日が前2号に掲げる日又は土曜日に当たるときは、その直後の平日とする。)
子育て支援総合センター	ハイハイコーナー、キッズコーナー、ゆったりスペース、相談室	午前9時から午後5時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日
	一時預かりルーム	午前9時から午後5時まで	
歴史展示室		午前9時から午後5時まで	

市民活動センター	午前 9 時	
	から午後	
	9 時まで	

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間若しくは休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(施設の使用許可)

第 7 条 略

2 市民活動センター を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(指定管理者による管理)

第 15 条 略

2 略

3 第 1 項の規定により複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 31 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の供用時間を変更し、又は休業日を定めることができる。

4 略

5 略

6 略

(供用時間等及び使用可能自動車の種類)

(施設の使用許可)

第 7 条 略

2 第 4 条第 6 号に掲げる施設 を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(指定管理者による管理)

第 15 条 略

2 略

3 略

4 略

5 略

(供用時間及び使用可能自動車の種類)

第31条 駐車場の供用時間及び駐車場
を使用可能な自動車の種類は、規則で
定める。

第31条 駐車場の供用時間は午前0時
から午後12時までとし、年中無休とす
る。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特
に必要なであると認めたときは、供用時
間を変更し、又は休業日を定めること
ができる。

3 駐車場に駐車させることができる
自動車の種類は、規則で定める。

議案第46号

令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について

工事請負契約の締結（湯沢駅周辺複合施設整備工事）に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年10月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢駅周辺複合施設整備工事の請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したいため。

工事請負契約の締結について（湯沢駅周辺複合施設整備工事）

1 背景・経緯等

工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年湯沢市条例第54号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

2 内容

湯沢駅周辺複合施設整備工事

- ①発注方式 設計・施工一括発注方式
- ②工事場所 湯沢市表町二丁目36番地6ほか
- ③工事概要
 - ア 基本設計業務
 - イ 実施設計業務
 - ウ 工事監理業務
 - エ 建設業務（複合施設） 鉄骨造地上3階建て
建築面積約2,700㎡ 延床面積約5,500㎡
 - オ 建設業務（立体駐車場） 鉄骨造地上2階建て
建築面積約1,800㎡ 延床面積約3,500㎡
- ④契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- ⑤契約の金額 4,103,000,000円
- ⑥契約の相手方 湯沢市柳町二丁目2番40号
湯沢市複合施設設計・施工共同企業体
代表企業 株式会社和賀組 代表取締役 和賀 幸雄
※構成企業 株式会社和賀組
株式会社久米設計 東北支社
有限会社創建築設計事務所
シグマ企画加納設計
株式会社丸臣高久建設
株式会社三友建築所
- ⑦仮契約年月日 令和5年10月10日
- ⑧工期 議決日の翌日から令和8年6月30日まで

※導入する機能：生涯学習機能、図書館機能、子育て支援機能、歴史資料展示機能、市民活動支援機能、施設内テナント(カフェ)

3 実施時期等（今後の予定）

令和5年10月臨時会において工事請負契約の締結に関する議案として提出予定です。

仮 契 約 締 結	令和5年10月10日
市議会全員協議会	〃 10月16日（事前説明）
市議会10月臨時会	〃 10月30日（予定）

議案第47号

令和5年10月湯沢市議会臨時会の議案に対する意見の申出について

指定管理者の指定に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年10月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

指定管理者の指定（湯沢駅周辺複合施設）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

湯沢駅周辺複合施設の指定管理者候補者の選定について

■施設の概要

湯沢市複合公共施設

※次の構成施設を含む：湯沢生涯学習センター、湯沢公民館、湯沢図書館、子育て支援総合センター、歴史展示室、市民活動センター、駐車場

■指定の期間（予定）

令和 8 年 7 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日まで（19 年 9 か月）

■指定管理者の候補者

所在地 広島県広島市中区袋町 4 番 31 号
団体名 合人社・アクティオ・ヴィアックス運営共同企業体
代表者 株式会社合人社計画研究所 代表取締役 福井 滋
※構成企業 株式会社合人社計画研究所
アクティオ株式会社
株式会社ヴィアックス

■指定管理者候補を選定した理由

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じて、設計・建設・維持管理・運營業務を担う事業者を一括して募集・選定することとしました。

事業者の募集・選定に当たっては、事業者選定基準を定め公募したところ 1 グループから応募があり、湯沢駅周辺複合施設事業者選定会議による審査結果を踏まえ、株式会社和賀組を代表企業とする「和賀組グループ」を優先交渉権者に決定しました。

提案内容は民間事業者の創意工夫が随所に見られ、市が求める要求水準を概ね満たしていました。提案内容における課題等については、今後の事業計画等を策定する中で協議し、具体化を図っていくこととしています。

以上により、和賀組グループのうち維持管理・運營業務を担当する「合人社・アクティオ・ヴィアックス運営共同企業体」を指定管理者候補者として適当であると判断し選定したものです。

■指定管理料（提案価格）

3, 863, 423, 282 円（19 年 9 か月）